

交差点改良工事及び道路維持作業で、死亡事故が発生!!

近畿地方整備局管内の平成17年度直轄請負工事等で、工事関係者が死亡に至る事故が2件発生しました。（その内、1件はもらい事故）

重機を使用する工事現場や、現道上の工事等においては、**[防止対策(案)]**を参考にして、今一度、安全管理を再認識するとともに現場を再点検し、事故防止に努めて下さい。

作業員が路盤材の敷均し作業中に、後進してきたバックホウにひかれた!

[事故の概要]

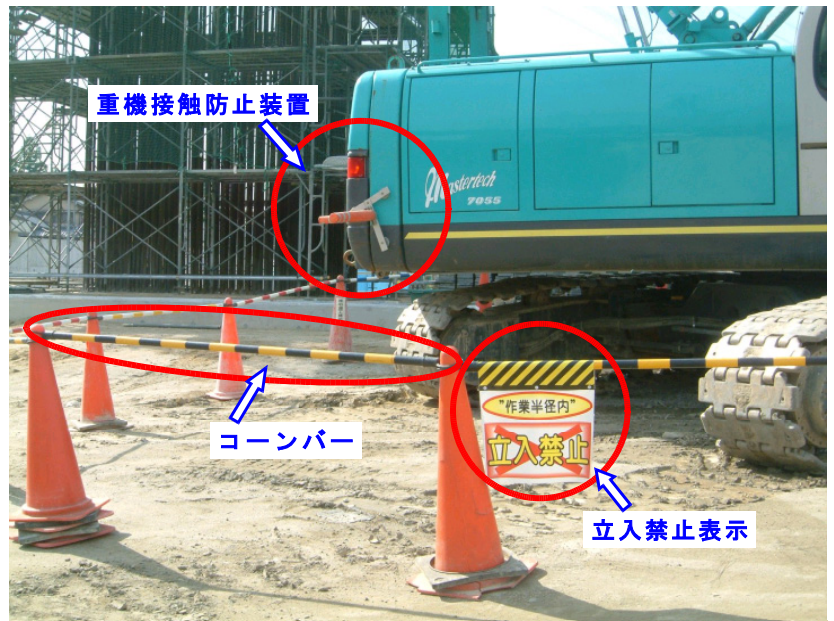
交差点改良工事において、路盤材の敷均し作業を行っていた作業員が、後進してきたバックホウにひかれました。

[防止対策(案)]

- ◆セーフティーコーンの間にコーンバーを設けたり、注意喚起看板等を設置することで、**工事区域の明示を明確化**し、第三者及び工事関係者へ立入禁止区域として認識させる。
- ◆専属の**重機誘導員**を配置する。
- ◆重機運転手と誘導員との間で、**誘導の合図方法**（動作や手旗等の視覚による合図が一般的）を確認する。
- ◆重機運転手に対して、**誘導員の合図に従うこと**や、**十分な後方確認**をさせる。
- ◆全作業員に対して、毎月の安全大会や作業前ミーティングで、重機の接触防止についての教育・指導等を行う。
- ◆全作業員に対して、作業手順の遵守及び内容の理解度の確認について徹底する。

- ◆全作業員に対し、使用する重機の死角になる箇所や重機作業範囲を確認させる。
- ◆重機と第三者及び工事関係者との接触を、未然に防止するため、重機接触防止措置（超音波警報センサー、モニター式安全確認装置等）の活用を検討する。

『立入禁止措置事例』



【車両系建設機械等の安全作業に関する法規】

◆労働安全衛生規則

・第158条 接触の防止

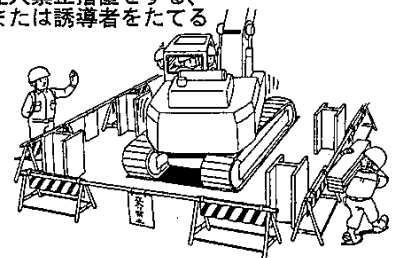
事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りではない。

・第159条 合図

事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

2 前項の車両系建設機械の運転手は、同項の合図に従わなければならない。

- 立入禁止措置をする、または誘導者をたてる



- 重機の半径内には立入らない

(裏面につづく)

現道上で作業中の作業員が、一般車にはねられた！

[事故の概要]

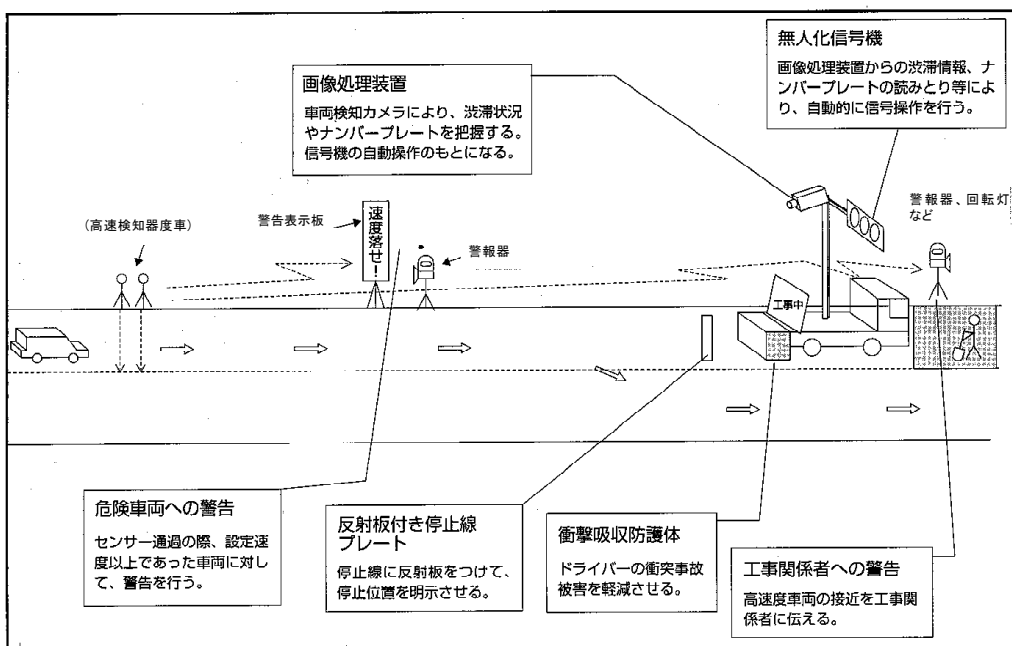
道路維持作業において、自専道高架橋上の路肩部で、看板を設置していた作業員が、一般車（4tダンプトラック）にはねられました。

[防止対策(案)]

- ◆警察協議等に基づいた規制及び保安施設等を設置する。
- ◆夜間施工の場合は、照明等で工事箇所を明るくし、保安灯、高輝度式看板など、一般通行車等から工事箇所等が視認できる保安施設等を設置する。
- ◆夜間施工の場合は、従事する作業員に対して、**自発光式又は反射式の安全チョッキ**を着用させる。
- ◆**工事用予告看板は、50m～500mの間の路側**、又は、中央帯の一般通行車等から視認しやすい場所に設置する。
- ◆**工事責任者は常時、工事等の現場の巡回及び点検**を行い、安全上の不良箇所を発見したときは、直ちに改善し、

維持管理に努める。

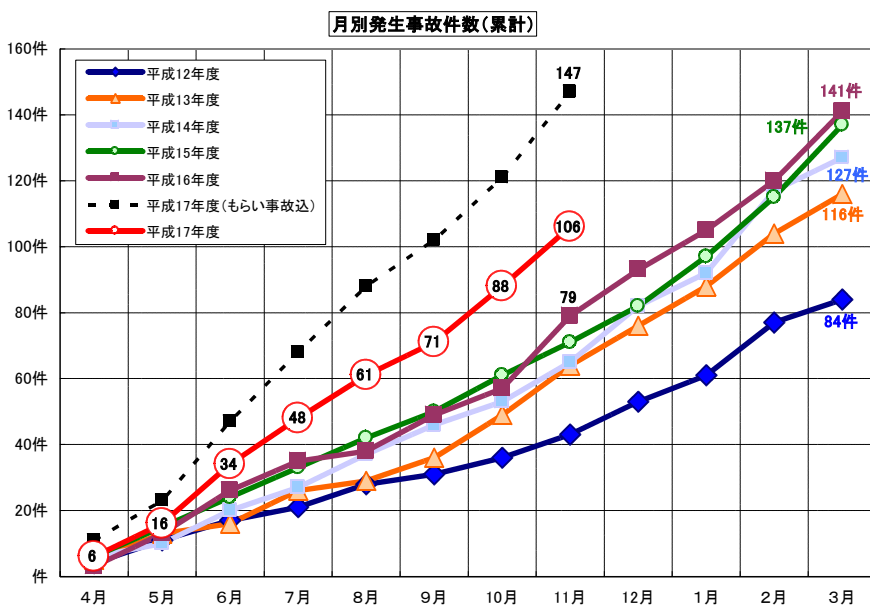
- ◆交通規制は、交通の流れを阻害しないように、交通量、渋滞の時間帯、道路線形など考慮する。
- ◆自専道路では、通常の運転速度より早く走行する一般車が多いため、特に注意する。
- ◆橋梁上など逃げ場の無い場所では、片側交互通行規制を実施したり、作業車等やクッションドラム等を、作業員の身を守る場所に配置する。



将来のもらい事故対策イメージ図（近畿地方整備局）

緊急事態

過去最悪を大幅に更新中!!



- ◆11月末現在、事故発生件数は106件（速報値）で、もらい事故を併せると147件です。
- ◆昨年度の発生件数（79件）の約1.3倍発生しています。
- ◆昨年度の12月には、多くの事故（14件）が発生しています。
- ◆これから、年度末を迎え、事故の多発する傾向があります。
- ◆今一度、各事務所においては、各請負業者へ安全管理をより一層強化・徹底し、全員が気を引き締めて作業にあたるよう注意・指導を強化して下さい。

◆11月の事故発生件数は26件

年末に向けて安全管理体制の強化・徹底を!!